

第3 要医療性の解釈について

第3事件上告人訴訟代理人

弁護士 原 章夫

1 私は、本件の直接の争点である要医療性の解釈について述べます。

2 (1) 第3事件被上告人（以下「国」ということがあります。）は、被爆者援護法（以下「法」といいます。）10条1項の「現に医療を要する状態」とは、治療適応の状態にあることを意味し、経過観察にとどまる場合は要医療性が認められないと主張し、第3事件の原審も、結論としては同様に判断しています。

しかし、同条項に続いて同条2項は同条1項に規定する医療の給付の範囲を列挙し、その1号に「診察」をあげているところ、「診察」には経過観察を含むと解するのが自然です。経過観察の要医療性を肯定した第1事件の原判決が、治療の一環とみるべき経過観察も診察が基本となるところ、「診察」が法10条2項1号に記載されていることを指摘し、経過観察が「医療」に含まれると解することが法文に忠実な解釈であると判断しているのは当然です。その解釈について、第3事件被上告人も、答弁書において、同条項号の文言の形式からは、「医師が必要があると判断して診察を行った場合において、そのような疾病についても要医療性の要件を満たす状態にあると解釈することは不可能ではないといえよう。」（第2の4(2)・8頁）と認めているところです。

医療の現場において、経過観察が重要な医療行為であることは論を俟たないところであり、経過観察が医療ではないとでもいうような国の主張は、医療に対する侮蔑とさえいえます。

加えて、第1事件被上告人訴訟代理人が述べたところですが、原爆放射線による被曝の健康影響については未解明な部分が残されているのですから、被爆者医療において、特に、経過観察が重要な意義を有することを指摘しておきます。

(2) また、国は、要医療性の要件を放射線起因性と切り離し、医療特別手当の支給の唯一の分水嶺が要医療性であるかのように主張しています。しかし、法は、放射線起因性を原爆症の認定要件として定めているところ、これこそが原爆症認定

の核心部分であり、医療特別手当が他の諸手当と比較すれば高額となっている根拠というべきです。

そもそも、放射線に「起因する疾病を発症しているが、医療を必要としない場合がある」などということが考えられません。

(3) 国は、法の定めを曲解し、放射線に被曝することで健康被害が発生するリスクがある被曝者に対する「健康診断」と、リスクが顕在化し放射線に起因する疾患を発症した被曝者に対する診療行為の一環としての「経過観察」とを混同しているというほかありません。

3 第3事件上告人は、1994年（平成6年）頃に、両眼白内障と診断されて以降、定期的に通院し、月1回カリーユニ点眼液を処方されています。最近の症状としては、暗所でのかすみが目ひどく、細かい作業は不可能であって、小さい文字の読み取りは困難となっており、実際に日常生活に支障を来しています。このような症状について、医師が、視力の推移と日常生活への影響を継続的に把握し、手術の必要性を含め経過観察を続けている以上、申請時点での「経過観察」が、診療行為の一環として要医療性が認められることは明らかです。

なお、国は、第2事件、第3事件を通じて、カリーユニ点眼液には放射線白内障に対して適応がないと主張していますが、浅海医師ほか作成した医師意見書によれば、カリーユニ点眼液は、「老人性白内障に適応があるというだけでなく、放射線白内障を含む他原因での白内障に対して効果があることを示唆するものと考えらることに十分な合理性がある」とされています。

4 なお、第1事件被上告人についても、慢性甲状腺炎は自然治癒することのない疾患であり、経過観察が不可欠であることが指摘されており、未だホルモン剤が投与されていない状態にありますが、投薬を開始するかどうかは主治医の医学的判断に基づいて決定されるべきであり（同事件一審の証人浅海医師尋問調書参照）、投薬を受けていないからといって要医療性が否定されるべきではありません。

5 さらに、前記浅海医師ほかの医師意見書には、「具体的な患者に関する要医療性については、当該患者を診察、治療している主治医が、最もよく把握している

のであり、実際に主治医の判断、選択に基づき診察や治療が行われているのであれば、主治医としては、その必要性に基づいて行っていることが強く推認されるべきであり、第三者が安易に治療の必要性を否定するのは相当でない」と述べられていますが、これは現場の臨床医の意見として、十分に尊重すべきものです。

- 6 経過観察にとどまる場合には要医療性を認めないという国の姿勢は、「新しい審査の方針」が策定され、原爆症に認定される被爆者が増加したもとの、認定被爆者を抑制するために国が新しく持ち出した運用に過ぎません。

要医療性について正しく判断した第1事件、第2事件の判断は、上告審においても維持されるべきです。

以上